

# 第9期薩摩川内市行政改革推進委員会

委嘱状交付式及び第1回薩摩川内市行政改革推進委員会

日 時 令和3年4月30日(金)  
場 所 本庁4階 401会議室  
時 間 11:00～12:00

## 〈 会 次 第 〉

### 第1 委嘱状交付式

- 1 委嘱状交付
- 2 市長あいさつ

### 第2 第1回薩摩川内市行政改革推進委員会

- 1 開 会
- 2 会長及び副会長の選出
- 3 諮 問
- 4 報告・協議

(1) これまでの行政改革推進委員会の取組について【報告】

(2) 第9期行政改革推進委員会の審議内容及びスケジュールについて【報告】

(3) 会議の公開・非公開について【協議】

- 5 その他
- 6 閉会

#### ■ 配布資料

- ・会次第(本紙)
- ・薩摩川内市行政改革推進委員会規則 別紙1
- ・薩摩川内市補助金等基本条例 別紙2
- ・令和3年度評価対象の補助金等一覧 別紙3
- ・令和2年度薩摩川内市補助金等評価報告書

■ 薩摩川内市行政改革推進委員会委員名簿（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）

	職名	氏名	選出区分	所属
1	委員	たじま こうすけ 田島 功輔	商工団体を代表する者	薩摩川内市商工会
2	委員	しもぐち かずゆき 下口 和幸	農林漁業団体を代表する者	北さつま農業協同組合
3	委員	うちのくら まさみ 内ノ倉 正己	民主的団体を代表する者	地区コミュニティ協議会連絡会
4	委員	ひがしみのる 東 実	民主的団体を代表する者	地区コミュニティ協議会連絡会
5	委員	いのうえ ゆうこ 井上 祐子	学識経験者	鹿児島純心女子大学
6	委員	やまうち たかひろ 山内 隆弘	市長が必要と認めるもの	
7	委員	やまざき かずひで 山崎 和英	市長が必要と認めるもの（公募）	

■ 事務局

	職名	氏名
1	企画政策部長	ふるかわ ひでとし 古川 英利
2	行政改革推進課長	ひがしだ こういち 東田 幸一
3	課長代理兼行政改革グループ長	さかした かつひろ 坂下 克博
4	行政改革グループ員	たのうえ ひろお 田上 大央
5	行政改革グループ員	みやし きょうこ 宮司 恭子

## 会長及び副会長の選出

薩摩川内市行政改革推進委員会規則第4条の規定に基づき、会長及び副会長を各1名、委員の互選により選出する必要がある。(別紙1参照)

区分	委員名
会長	
副会長	

## 【4 報告・協議資料】

### 1 これまでの行政改革推進委員会の取組について【報告】

行政改革推進委員会は、「市長の諮問に応じて、本市が行う行政改革の推進及びこれに関連する事項を調査・審議する事務」を担当する市の附属機関として、平成16年度（合併初年度）に設置されている。

#### (1) 第1期

ア 委員 12名

イ 任期・開催状況 平成17年1月12日～平成19年1月11日：16回開催

ウ 主な活動成果

- ・薩摩川内市市政改革大綱の素案について（答申）
- ・市政改革の中核となる補助金システムの提言
- ・市政の望ましいスタンスと広報体制のあり方についての提言

エ 提言に基づく市政改革

- ・市政改革大綱の策定
- ・補助金等基本条例の制定、補助金制度見直し、提案公募型補助金制度の創設

#### (2) 第2期

ア 委員 9名

イ 任期・開催状況 平成19年4月1日～平成21年3月31日：18回開催

ウ 主な活動成果

- ・支所のあり方について（中間報告）
- ・さらなる「市民が主役となる市政」推進として新センターを設置する提言

#### (3) 第3期

ア 委員 12名

イ 任期・開催状況 平成21年4月1日～平成23年3月31日：17回開催

ウ 主な活動成果

- ・薩摩川内市市政改革大綱（第2次）の素案について（答申）
- ・合併検証報告書策定に係る審議

エ 提言に基づく市政改革

- ・市政改革大綱（第2次）策定

#### (4) 第4期

ア 委員 15名

イ 任期・開催状況 平成23年4月1日～平成25年3月31日：23回開催

ウ 主な活動成果

- ・事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成23年度
- ・事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成24年度
- ・薩摩川内市組織機構再編方針（案）に関する協議

エ 提言に基づく市政改革

- ・平成24年度組織・機構の見直し方針策定

(5) **第5期**

- ア 委員 8名
- イ 任期・開催状況 平成25年4月1日～平成27年3月31日：25回開催
- ウ 主な活動成果
  - ・事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成25年度
  - ・事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成26年度
  - ・第3次薩摩川内市定員適正化方針（案）に関する協議
- エ 提言に基づく市政改革
  - ・第3次薩摩川内市定員適正化方針策定

(6) **第6期**

- ア 委員 8名
- イ 任期・開催状況 平成27年4月1日～平成29年3月31日：24回開催
- ウ 主な活動成果
  - ・補助金等評価結果について（答申）・・・平成27年度
  - ・補助金等評価結果について（答申）・・・平成28年度
  - ・公共施設再配置計画に関する意見聴取

(7) **第7期**

- ア 委員 7名
- イ 任期・開催状況 平成29年4月1日～平成31年3月31日：20回開催
- ウ 主な活動成果
  - ・補助金等評価結果について（答申）・・・平成29年度
  - ・補助金等評価結果について（答申）・・・平成30年度
  - ・公共施設再配置計画に関する意見聴取

(8) **第8期**

- ア 委員 7名
- イ 任期・開催状況 平成31年4月1日～令和3年3月31日：17回開催
- ウ 主な活動成果
  - ・補助金等評価結果について（答申）・・・令和元年度
  - ・補助金等評価結果について（答申）・・・令和2年度
  - ・公共施設再配置計画に関する意見聴取

## 2 第9期行政改革推進委員会の審議内容及びスケジュール等について【報告】

- (1) 第9期行政改革推進委員会の審議内容（別紙2参照）  
本年度において、見直し期限3年目を迎える補助金等の評価

- (2) 評価対象の補助金等について

区分	補助金等の種類	備考
見直しの対象の補助金等	231	3年以内にすべてを見直す必要がある。
	66	令和3年度評価対象補助金等
見直しの対象外の補助金等	90	
債務負担行為の補助金等	12	例) 農業近代化資金利子補給金等
法令の規定に基づく補助金等	59	例) 使用済自動車等海上輸送費補助金等
災害復旧のための補助金等	4	例) 特別災害復旧補助金等
特別会計の補助金等	15	例) 人間ドック補助金等
合計	321	

- (3) 評価方法

補助金等の主管課作成の評価表（主管課評価）を基に、「ヒアリング」による補助金等評価を行います。

「まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略に掲げる事業については、総合戦略検証評価委員会の検証評価結果を基に評価を行います。

ア 説明・ヒアリングを伴う補助金等（別紙3参照）

- ・今年度初めて評価を受ける補助金等
- ・前回（3年前）に外部評価を受けた補助金等

イ まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略に掲げる事業

(4) スケジュールについて

ア 実施日程について（予定）

	日程	内容	補助金評価数
第1回	4月30日（金）	【 諮 問 】	—
		年間スケジュール、模擬評価の実施等について	—
第2回	5月下旬または6月	第1回評価（ヒアリング）	7
第3回	6月下旬	第2回評価（ヒアリング）	7
第4回	7月	第3回評価（ヒアリング）	7
第5回	8月上旬	第4回評価（ヒアリング）	7
第6回	8月下旬	第5回評価（ヒアリング）	7
第7回	9月上旬	第6回評価（ヒアリング）	7
第8回	9月下旬	第7回評価（ヒアリング）	5
第9回	10月上旬	第8回評価（ヒアリング）	5
第10回	10月下旬	第9回評価	14（総合戦略）
第11回	11月	【評価とりまとめ】	
第12回	12月	【答申】	
第13回	3月	見直し状況確認	

イ 委員会の流れについて

※開始時刻は、13時30分を想定

時刻	所要時間	項 目		
13:30	5分	会長あいさつ等		
13:35	60分	補助金評価（例：1件／課）		
（休憩） 14:45	10分 50分	作業の流れ	作業内容	所要時間
		内容の把握	主管課・室が補助金等評価表及び補足資料により補助金の概要説明を行う。	5分×1補助金 →5分
		質疑・協議	委員は、主管課・室に対し質疑を行うとともに、見直しの方向性に関する協議を行う。	10分×1補助金 →10分
		合 計		15分
※質疑・協議終了後、主管課は退席となります。 ※課毎にこれを繰り返します。				
15:35	10分	休憩		
15:45	35分	作業の流れ	作業内容	所要時間
		まとめ	委員は、協議結果を踏まえて、補助金の評価及び見直しの方向性について、とりまとめを行う。	5分×7補助金 →35分
		※当日に評価をした全ての補助金について、委員と事務局でとりまとめを行います。		
16:20		閉会		

### 3 会議の公開・非公開について【協議】

#### (1) 条例等の規定状況

- ・薩摩川内市情報公開条例第 25 条の規定により、委員会の会議は「公開が原則」となっている。
- ・平成 24 年 4 月から、薩摩川内市会議の公開に関する要綱（以下、「要綱」という。）が施行され、附属機関等の会議の公開等について必要な整備がなされた。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公開又は非公開の決定は、会長が、当該委員会に諮って行うものとし、会議の非公開を決定したときはその理由を明らかにすることになっている。</li><li>・ 委員会を開催するに当たっては、1 週間前までに市ホームページ等で公開する必要がある。</li><li>・ 委員会の公開又は非公開にかかわらず、委員会終了後速やかに、当該委員会の結果を市ホームページ等で公表する必要がある。</li></ul> |
|---|

#### (2) 経緯

##### ア 補助金等評価委員会

- ・委員会の会議は関係条例等により基本的に公開とされている。平成 24 年度の要綱施行以降の補助金等評価についても公開されている。

##### イ 行政改革推進委員会

- ・平成 25 年度以降、補助金等評価については、行政改革推進委員会に引き継がれている。同様に同評価についても公開されている。

##### ウ 今年度の取扱い（案）

- ・今後の評価作業も「公開」の扱いとしたい。



## ○薩摩川内市行政改革推進委員会規則

平成16年10月12日

規則第6号

改正 平成16年11月24日規則第271号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第38号)第3条の規定に基づき、薩摩川内市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる市内の公共的団体等の代表者及び住民のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 商工団体を代表する者
- (2) 農林漁業団体を代表する者
- (3) 民主的団体を代表する者
- (4) 労働関係団体を代表する者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長がともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政改革推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成16年11月24日規則第271号)

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

## ○薩摩川内市補助金等基本条例

平成18年7月6日

条例第40号

改正 平成25年3月29日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、市が多様な行政目的を確実に効果的に達成するために交付する補助金等に関し、その基本原則、見直しその他の基本となる事項を定めることにより、公正で透明性の高い効率的な市政の実現並びに市及び市民がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して魅力あるまちづくりに取り組む社会（以下「協働社会」という。）の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が国、県及び市以外の者に対して交付する補助金、助成金その他これらに類する相当の反対給付を受けない給付金をいう。ただし、法令（法律及び法律に基づく命令並びに県の条例、規則等をいう。）の規定に基づき交付するものを除く。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の基本原則)

第3条 補助金等は、次に掲げる基本原則にのっとりたものでなければならない。

(1) 直接又は間接に、かつ、広く市民の福祉の向上及び利益の増進に資することが期待できるものであること。

(2) 特定の行政目的の達成のため、又は経済社会の状況にかんがみ、当該補助金等に係る補助事業等を支援し、又は奨励することが真に必要であると認められること。

(3) 当該補助金等の交付を通じて得ようとする成果が明確に定められており、かつ、当該成果の獲得のためには当該補助金等の交付が効果的であると認められること。

(4) 客観的かつ明確な基準等が定められた条例、規則若しくは市長の定める規程又は市の機関の定める規則若しくは規程に基づき公

正に交付するものであること。

(5) 法令等の規定に違反しないものであること。

2 補助金等は、補助事業等における市及び補助事業者等の役割分担及び協働の在り方、補助金等の交付以外の方法による行政目的の達成の可能性等を十分に考慮したものでなければならない。

(補助金等の見直し)

**第4条 市長は、各補助金等ごとに3年を超えない範囲内で市長が定める期間内に、当該補助金等の充実、整理、廃止その他の見直しを行わなければならない。ただし、債務負担行為に基づき交付する補助金等については、この限りでない。**

**2 市長は、前項の規定による見直しを行うときは、薩摩川内市行政改革推進委員会の意見を聴いて、各補助金等ごとに次に掲げる事項について評価を実施するものとする。**

(1) 補助金等の交付の目的、必要性及び効果

(2) 補助金等の交付の基準、額及び補助率

(3) 補助事業等の性質及び内容（補助事業等における市及び補助事業者等の役割分担及び協働の在り方を含む。）

(4) 補助事業者等の自立の状況

(5) 補助事業等以外に補助事業者等が行う公益性のある活動の状況

(6) 補助金等の交付以外の方法による行政目的の達成の可能性

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(協働社会の形成に資する補助金等の新設等)

**第5条 市長は、協働社会の形成に資するため、市民が自主的に実施する事業で特に公益性の高いものを促進する補助金等の新設、充実その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

(市長の責務)

**第6条 市長は、補助金等の申請、交付、見直しの状況その他の補助金等に関する情報の積極的な公表に努めるものとする。**

(補助事業者等の責務)

**第7条 補助事業者等は、法令等の規定及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めるものとする。**

2 補助事業者等は、補助事業等の完了後速やかに、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について自ら評価を行うよう努めるものとする。

る。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年度以後の予算に係る補助金等（平成18年度以前の年度の債務負担行為に基づき平成19年度以後の年度に支出すべきものとされた補助金等を除く。）について適用する。

(薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部改正)

- 2 薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(薩摩川内市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 薩摩川内市報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年3月29日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部改正)

- 2 薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

令和3年度評価対象の補助金等一覧

別紙3

部	課	番号	補助金名称
総務部	財産活用推進課	1	薩摩川内市民まちづくり公社運営補助金
	原子力安全対策室	2	薩摩川内市放射線知識普及啓発人材確保補助金
企画政策部	企画政策課	3	薩摩川内市就学定住支援補助金
	企画政策課	4	全国離島交流中学生野球大会参加補助金
	地域政策課	5	自治会再編推進協議会補助金
	地域政策課	6	自治公民館等設置事業補助金
	地域政策課	7	ゴールド集落活性化事業補助金
	ひとみらい政策課	8	婚活支援事業補助金
市民福祉部	環境課	9	ごみ減量再資源化補助金
	環境課	10	生ごみ処理機器購入補助金
	市民健康課	11	若年者の在宅ターミナルケア支援事業補助金
	市民健康課	12	川内看護専門学校運営支援補助金
	市民健康課	13	不妊治療費等助成金
	市民健康課	14	不育治療費等助成金
	市民健康課	15	予防接種等補助金
	障害・社会福祉課	16	社会福祉協議会運営補助金
	障害・社会福祉課	17	総合福祉会館維持管理補助金
	障害・社会福祉課	18	更生保護女性会運営補助金
	障害・社会福祉課	19	薩摩保護区保護司会運営補助金
	高齢・介護福祉課	20	高齢者クラブ連合会補助金
	高齢・介護福祉課	21	単位高齢者クラブ育成補助金
	子育て支援課	22	待機児童解消体制確保事業補助金
	子育て支援課	23	認可外保育施設運営補助金
	子育て支援課	24	認可外保育施設多子世帯軽減事業補助金
子育て支援課	25	放課後児童クラブ施設整備補助金	
農林水産部	農政課	26	地域農業活性化支援事業補助金
	農政課	27	産業祭開催事業補助金
	農政課	28	産地農業後継者支援事業補助金
	農政課	29	産地農業活性化支援事業補助金
	農政課	30	新規就農支援金補助金
	六次産業対策課	31	販路拡大支援事業補助金
	六次産業対策課	32	農商工連携促進事業補助金
	六次産業対策課	33	域外新規販路開拓等促進事業補助金
	六次産業対策課	34	六次産業化支援事業補助金
	六次産業対策課	35	農林水産物加工機械等導入支援事業補助金
	畜産課	36	家畜防疫対策事業補助金
	畜産課	37	優秀種雄牛造成推進事業補助金
	畜産課	38	産地農業後継者支援事業補助金
	畜産課	39	産地農業活性化支援事業補助金

部	課	番号	補助金名称
	林務水産課	40	森のめぐみの産地づくり事業補助金
	林務水産課	41	甌島水産物地産地消促進事業補助金
	林務水産課	42	漁業従事者支援事業補助金
商工観光部	経済政策課	43	創業・チャレンジ支援補助金
	経済政策課	44	店舗等改装費補助金
	経済政策課	45	退職金共済制度加入促進補助金
	経済政策課	46	薩摩川内市地方公共交通特別対策事業補助金
	経済政策課	47	甌島航路高速船予約発券システム更新事業補助金
	経済政策課	48	甌島航路離島住民運賃割引カード整備事業補助金
	産業戦略課	49	竹材供給推進補助金
	産業戦略課	50	創業支援事業補助金
	産業戦略課	51	企業立地支援補助金
	産業戦略課	52	地球にやさしい環境整備事業補助金
	観光・シティセールス課	53	薩摩川内はんやまつり補助金
	観光・シティセールス課	54	竜宮文化フェスタ補助金
	スポーツ課	55	全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金
建設部	都市計画課	56	景観整備事業補助金
	建築住宅課	57	既存住宅改修等環境整備事業補助金
水道局	下水道課	58	公共下水道等接続補助金
教育委員会	学校教育課	59	小・中・義務教育学校文化活動出場補助金
	学校教育課	60	中学校生徒会連絡会運営補助金
	学校教育課	61	甌島地区児童生徒島外活動補助金
	学校教育課	62	甌アイランドウォッチング事業補助金
	学校教育課	63	学校給食会連合会運営補助金
	文化課	64	郷土史研究会運営補助金
	文化課	65	郷土芸能保存奨励補助金
	文化課	66	神話の里づくり推進事業補助金